

◆あゆ・あまご・こい・うなぎ

許可の条件

漁法の名前	漁獲の方法	区 域	期 間
あゆ漁業	徒手採捕 すくい網 さお漁 (友釣りを含む)	杉田えん堤から下流	※5月15日～9月30日まで (AM5時～PM5時半)
		杉田えん堤から上流	6月1日～12月31日まで (AM5時～PM5時)
	えさ釣り	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで (AM5時～PM5時)
	よこ掛け (しゃひきを含む)	杉田えん堤から上流	6月1日～12月31日まで (AM5時～PM5時)
	玉じゃくり	杉田えん堤から上流	8月1日～12月31日まで (AM5時～PM5時)
と網 なげ網	杉田えん堤から下流 (ただし、戸板島橋から下流300mまで及び 南門市岡西の新物部川橋の上流300mから 下流200mまでの区域は年間操業禁止)		※6月20日～9月30日まで (AM5時～PM5時半) (ただし、夜間(日没から日の出ま での間)操業は全面禁止)
	杉田えん堤から上流 (ただし、なげ網は永瀬えん堤から上流の区 域は年間操業禁止)		8月1日～12月31日まで (AM5時～PM5時) (ただし、夜間(日没から日の出ま での間)操業は全面禁止)
金 突	日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河 内川)右岸及び左岸に設置された漁場標 示柱から下流の泉道日ノ御子土佐山田線に 架かる日ノ御子橋下流端に至る間		7月15日～8月31日まで (中学生以下の者のみ操業可)
あまご漁業	すくい網 さお漁 (しゃひきを含む)	物部川全域	3月1日～8月31日まで
	ぎじ釣り (毛釣り及び ルアー釣り)	横山川別府の新鏡溪橋から下流及び上荘 生川の影堀から下流の本流区域 則友川のかんぼ谷合流点から横山川合流 点まで及び幾ノ川の犬影谷合流点から横山 川合流点までの区域 (ただし、採捕したものは再放流)	9月1日から2月末日まで
こい漁業	さお漁 すくい網 と網 なげ網	物部川全域	1月1日～12月31日まで
うなぎ漁業	さお漁 すくい網 はこ釣り はえ籠 つばり うなぎえ	物部川全域	5月1日～9月30日まで

上記の規定にかかわらず、中学生以下の者以外、日ノ御子河川児童公園前の日ノ御子川(河内川)右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の泉道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間においては3月1日～8月31日の間は、あまご漁業、あゆ漁業を行ってはならない。

※印 あゆ漁業について、永瀬ダム上流の一部区域で10月1日から12月31日までの期間内において産卵保護のため禁漁とする場合がある。また、杉田えん堤から下流の区域で12月1日～12月31日までの期間において延戻することができる。上記期間、区域については組合が別途定めて公表する。

◆もくすがに(つがに)

許可の条件

採捕区域	物部川全域
採捕期間	9月1日～11月30日まで
採捕方法 (漁具)	かに籠(縦横高さを加算した寸法が 150cm以下のもの)5個以内
採捕禁止の区域	裏面漁場図参照
許可証の装着	漁券とは別途に組合の発行する許可証 をかに籠毎に装着しなければならない。

その他の注意事項

かに籠許可証の発行について	・発行手数料は、かに籠1個につき500円とする。 ・許可証の発行は組合事務所のみとする。 ・許可証の発行については、漁券の確認が必要ですので持参して下さい。 ・許可証の流出等による再発行は組合事務所に申し出ること。
違反漁具への対応	許可証を装着していないかに籠については、川の中から撤去することを原則とする。
使用した籠(えさ)の処理について	かに籠に使用した餌は各自が責任をもって処理することとする。餌の不法投棄をなした者については、その後の採捕承認を行わないことがある。
操業マナーについて	他の漁業に迷惑になる操業は、慎んでください。

●体長制限 次あげる魚・もくすがには解禁中であっても採捕してはならない。

あゆ	うなぎ	こい	あまご	もくすがに(つがに)
10cm以下(全長)	21cm以下(全長)	15cm以下(全長)	15cm以下(全長)	5cm以下(甲幅)

●遊漁料金

※遊漁券を紛失されても再発行はいたしません。あらかじめご購入ください。お現場にて既経員から購入の場合は、2,000円加算となります。

対象魚種	遊漁券の種別	料 金	備 考
あゆ	年 券	8,000円	20歳以下の者の釣り券は組合事務局でのみ発行していただけます。
	日 券(釣り券のみ)	2,000円	
	網	12,000円	
	網・75歳以上	8,000円	
	女性(釣り券のみ)	4,000円	年齢の確認が必要となります。
	21歳～25歳までの者(釣り券のみ)	4,000円	
あまご	75歳以上(釣り券のみ)	4,000円	
	身体不自由者(釣り券のみ)	4,000円	
こい	中学生以下の者(釣り券のみ)	1,000円	
	中学生以下の者	無料	4,000円
うなぎ	共通遊漁券につき対象魚種のすべてにつき利用できます。		
	共通遊漁券		

●宿泊所

奥知温泉ホテル	野付町東野1630	0887-56-5800
夢の温泉 雲井荘	土佐山田町東ノ口264	0987-66-2334
天然の湯宿 徳河温泉	土佐山田町佐古前430-1	0987-63-4126
かとり	野付町東野1955-2	0120-153133

●物部川漁協遊漁券取扱店

ファミリーマート土佐山田駅前店	土佐山田町	0887-57-8505
野村釣具店	野付町	0887-56-0225
刈谷倉庫	南国市	088-864-2784
松風釣り具店	南国市	088-863-0590
鯛いしの店	野付町	0887-58-4897
山崎商店	野付町	0887-58-2024
奥物部ふるさと市	野付町	090-9564-2311
オオツ釣具店	高知市	088-666-6960
岡林釣具店 上野店	高知市	088-844-2200
岡林釣具店 土佐道路店	高知市	088-844-0091
かめ釣具興高知南金田店	高知市	088-883-1091
釣道楽	高知市	088-672-5558
小松商店	高知市	088-882-0495

令和8年度
改訂版

出漁の手びき



物部川漁業協同組合 〒782-0016 高知県香美市土佐山田町山田1865番地 TEL 0887-53-9224 FAX 0887-52-0100
URL: <http://monobe-gawa.sakura.ne.jp> E-mail: monobeau@snow.ocn.ne.jp
あゆ・あまご・こい・うなぎ・もくすがに(つがに)

1 操業上の注意事項

- ①操業中は、漁券を確認しやすい位置に装着し、監視員の求めに応じて提示すること。なお、漁券は他人に貸与できない。
- ②規則に違反した場合は、操業を中止して、その後の操業を拒否することがある。この場合同時に納付した遊漁料は払戻しない。
- ③漁場にロープを張ったり、テントを設置するなど独占することは認められない。
- ④杉田えん堤から下流における、あゆのえさ釣り、よこ掛けは同年禁止である。
- ⑤あまごの網釣りは3月1日から8月31日までの間である。また、全長15cm以下は採捕禁止となっているので、全長15cm以下のあまごが釣れた場合はすみやかに元の川に逃がすこと。
- なお、あまごは、さお漁、すくい網漁のみで、と網、なげ網、よこ掛け、玉じゃくりは禁止。

2 漁法上の制限

- ①玉じゃくり籠、と網、なげ網においては水中眼鏡(「がんめん」を含む)を併用してはならない。水中眼鏡 顔に装着して水中に顔を沈めた場合、水が浸入してこないような形状のものは、水中眼鏡である。(顔に密着する構造のものも水中眼鏡)
- ②なげ網を長時間そのまま放置し、建網のように操業してはならない。また、なげ網は長さ23m以内、高さ75cm以内の制限があります。
- ③友釣り(ルアー釣りを含む)は、ハリスの長さ20cm以下とし、使用することの出来る釣数は4本以下とする。

3 夜間操業について

- ①あゆ網漁(と網、なげ網)における夜間(日没から日の出までの間)操業は、全面禁止。

4 友釣り、ぎじ釣り専用区(期間限定)

- ①支流上荘生川中、物部川との合流点から物部町安丸えん堤上流端までの区域は、6月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②物部川中、物部町日の出橋から上流津々各第1トンネル西入口にかかる吊り橋上流端までの区域は、6月1日～8月31日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ③野付町仁尾島から下流泉尻川の専用区標柱に至る区域は、6月15日～9月30日までの間、友釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。

5 操業の制限区

- ①物部町別府落合取水せきから上流政ヶ谷出会いまでの間は、あゆ、あまご漁において周年、友釣り、えさ釣り、ぎじ釣り以外の漁法を禁止。
- ②中学生以下の者以外、香北町日ノ御子河川児童公園前日ノ御子川(河内川)右岸及び左岸に設置された漁場標示柱から下流の泉道日ノ御子土佐山田線に架かる日ノ御子橋下流端に至る間は、3月1日～8月31日の間、あゆ、あまご漁の操業を禁止。また、中学生以下の者は7月15日～8月31日の間、あゆ金突漁が可能。
- ③杉田えん堤から下流の区域において、ぎじ釣り(毛ぼり釣り、ルアー釣り)により採捕したあまごは、8月1日から翌2月末日までの間は再放流するものとする。また、同区域において3月1日～8月31日の間は、えさ釣りも可能。

物部川 つり場案内



中学生以下の者以外は、あゆ、あまご全面操業禁止(3月1日～8月31日) また、中学生以下の者がするあゆ操業は 7月15日～8月31日の期間操業可



記号	表示内容
	県の規則による禁漁区
	組合の規則による禁漁区
	制限区
	専用区
	ダム・えん堤
	発電所
	オトリ販売店
	橋
	軽四車以下の道路
	河口からの距離
	杉照林道 国有林専用林道

禁漁区 [組合の規則であゆ、あまご、こい、うなぎ、もくずがこの採捕が年間禁止]

- 土佐山田町田の鹿免橋上流端から、高知県漁業調整規則第34条第1項に規定する同町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流左岸70mに至る間。

禁漁区 [県の規則で全水産動植物の採捕が年間全面禁止]

- 香美市土佐山田町田かんがい用物部川下流統合堰上流端から上流左岸70mの点、下流左岸177mの点及び国土交通省石岸距離8k/2から下流79mの点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。
- 土佐山田町杉田発電用堰堤上流端から下流345mの間。
- 香北町吉野発電用堰堤上流端から下流槽谷口の道場堰から355度の線に至る間。

杉照林道は国有林専用林道です。
当林道は国有林野事業関係大型車両の通行があります。なお、落石、倒木、土砂崩れ等による通行制限が予想されますので、林道の通行、駐車には十分注意されますようお願いいたします。

川漁をされるみなさんへ

- ★迷惑駐車や駐車違反などをしないで下さい。
- ★車上狙いや河川での釣具の持ち去りに注意しましょう。
- ★川を汚さないようにゴミや空き容器、釣糸・釣針などは持ち帰りましょう。

